

## 大阪府新型コロナウイルス助け合い基金運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府新型コロナウイルス助け合い基金条例（令和2年大阪府条例第52号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、大阪府新型コロナウイルス助け合い基金（以下「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (運営の基本方針)

第2条 基金及びその運用から生じる収益等（以下「基金等」という。）は、条例第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に係る役務に従事する者の支援に資するよう運営するものとする。

### (基金の積立方法)

第3条 基金は、民間企業、各種団体、個人等からの寄附金をもって積み立てるものとする。

### (寄附の手続)

第4条 基金に対する寄附は、納付書、その他の方法により受けるものとする。

### (他会計との繰替使用等)

第5条 基金については、大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用の対象とし、別途定められた利息を基金へ積立てるものとする。

### (基金等の活用方法)

第6条 基金等を活用して実施するものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 感謝状の贈呈
- (2) 支援金の贈呈
- (3) その他、基金等の活用について必要な事項

2 前項の規定により感謝状等の贈呈を行う場合の手続きは、別に定める。

### (寄附台帳の整備)

第7条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附台帳を整備し、永年保存するものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めのないものについては、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。